

「だんだんどーも」は柿崎区の方言で「いつもお世話になっています」や「こんにちは」という意味です。

〒949-3292　上越市柿崎区柿崎 6405 番地
電話 025-536-2211　ﾌｧｸｽ 025-536-2227
ﾒｰﾙ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ https://www.city.joetsu.niigata.jp/

柿崎区総合事務所だより　検索

ホームページではカラーで
ご覧いただけます。

クマによる人身被害を防ぐために

新潟県に「クマ出没警戒注意報」が発令されています。
秋は、クマが冬眠に備え、活発に餌を探す時期であり、里地への出没が増える傾向があります。
県内では、人身事故が発生しており、一層の注意が必要です。
山中に入る時には、クマの活動が活発な早朝や夕方を避け、複数人で行動し、ラジオやクマ鈴などを常に鳴らし、クマに出会わないようにしましょう。
また、耕作地では、不要な作物や残さを適切に処分し、クマやイノシシを引き寄せないようにしましょう。
万一、クマに遭遇したら、慌てずに後ずさりし、目を離さずゆっくり距離をとりましょう。

【問合せ】市民生活・福祉グループ　☎５３６－６７０２

一の日市「菓子・ぱんフェア」を開催します

一の日市で菓子・ぱんを販売します。

■日時　11 月 21 日（土）午前 9 時～11 時
■会場　一の日市会場

商品は十分に用意しますが、売り切れとなる場合があります。皆様のご来場をお待ちしています。

【問合せ】
産業グループ　☎５３６－６７０７

一の日市への出店者の募集

随時受け付けています。お気軽に産業グループまでお問い合わせください。

柿崎区小学校統合実行委員会第１回全体会を開催しました

令和 10 年 4 月の柿崎区内の小学校の統合に向け、令和 8 年 8 月 26 日に統合実行委員会を設置しました。今後、「後援会部会」や「PTA・通学部会」に分かれ、統合後の学校づくりに必要な事項の協議及び調整を行っていきます。

【問合せ】
教育・文化グループ　☎５３６-６７１４

マイナンバーカード手続きは事前予約がおすすめです



市民生活・福祉グループ　☎５３６－６７０２

「マイ時刻表」を作って上越市内公共交通を利用しましょう

市では、自宅最寄りのバス停や駅から、病院など日常的に訪れる場所までの鉄道・バスの路線名や発着時刻、乗車料金などを記載したポケットサイズの個人用時刻表を作成し、無料で配付しています。必要な情報を一目で確認でき、折りたためるので、持ち運びにも便利です。

【申込方法】

総合事務所にある申込用紙に必要事項を記入し、申し込んでください。申込みから約 10 日を目安に、郵送、メールまたは総合事務所でお渡しします。

路線バスのお得な乗車券

お近くのバス営業所でお求めください（上越市内の路線が乗り放題）。

・１日フリー乗車券…おとな 1,200 円
　　こども 600 円
・おでかけフリー定期券…１か月券 5,600 円ほか（満 70 歳以上の人または、運転免許証を返納された人が対象）

マイ時刻表のイメージ

柿崎区の自宅から上越市役所（木田庁舎）までを往復する場合

【行き】電車

ＪＲ信越本線 直江津 行き			乗換	えちごトキめき鉄道 新井方面 行き		
柿崎駅		直江津駅		直江津駅		春日山駅
9:19	➡	9:41		9:45	➡	9:49
11:03		11:26		11:33		11:37
13:08		13:30		13:33		13:37
350円				220円		

【帰り】電車

えちごトキめき鉄道 直江津 行き			乗換	ＪＲ信越本線 長岡 行き		
春日山駅		直江津駅		直江津駅		柿崎駅
11:47	➡	11:52		12:26	➡	12:47
13:47		13:52		14:18		14:40
14:41		14:46		15:11		15:32
220円				350円		

【問合せ】総務・地域振興グループ　☎５３６－６７０１

道路にはみ出している樹木等は剪定･伐採してください

私有地から、道路上に樹木等がはみ出していることがあります。

道路上にはみ出した樹木等は、歩行者や自動車の通行の妨げになるだけでなく、倒木や枝折れ、落葉などによって交通事故やトラブルを引き起こしてしまう恐れがあります。また、降雪期は強風や着雪で倒木や枝折れの発生が非常に多くなり、道路の通行や除雪作業に支障をきたすことがあります。

交通事故やトラブル防止のため、私有地から道路上にはみ出している枝木や、倒れる心配がある樹木等は速やかに伐採をお願いします。

●私有地から道路上にはみ出している樹木等は、土地の所有者に所有権があります。道路管理上、危険があり緊急を要する場合を除き、道路管理者（行政）による伐採や枝払い等はできません。（民法第 233 条）

●私有地から道路上にはみ出した樹木等が原因で事故等が発生した場合、所有者が責任を問われることがありますので、適正な管理をお願いします。（民法第 717 条、道路法第 43 条）

【問合せ】建設グループ　☎５３６－６７１９

柿崎区の人口（前月比）令和８年１０月１日現在
合　計　8,003 人（-8）　　男　3,930 人（-5）
世帯数　3,315 世帯（+1）　　女　4,073 人（-3）

市政やイベント、災害情報などを発信中！
LINE　X（旧 Twitter）　FM じょうえつ（76.1 MHz）